

| 事務局長         | 次長(総務) | 次長(医療) | 課長     | 局主幹    | 主幹     | 係長     | 係員     | 担当     |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 30<br>鶴<br>賀 | 労<br>働 | 元<br>氣 | 医<br>療 | 主<br>幹 | 主<br>幹 | 主<br>幹 | 主<br>幹 | 主<br>幹 |

## 平成 24 年度第 12 回マネジメント会議記録

○日 時 平成 24 年 7 月 10 日 (火) 7:20~8:40

○場 所 理事長室

○出席者 理事長、副理事長、教育研究理事、医療理事、地域医療理事、経営渉外理事、管理運営理事、須藤次長、堀切次長、総務課長、企画財務課長、復興事業推進室長、健康調査課長、研究推進課長、学生課長、坂内主幹、村上主幹、局主幹、岡崎主幹

### ○概 要

(甲状腺検査スケジュール公表に向けたロードマップについて)

- (健康調査課長) 資料により説明
- 県が公表するのか。
- (健康調査課長) 県と一緒に公表する。
- 公表の正式な日付は、いつか。
- (健康調査課長) 郡山市と郡山市医師会と調整する。
- いつ調整するのか。
- (坂内主幹) 来週調整する。
- 早くやると言って 8 月下旬とはどういうことか。なるべく早くやるように。
- 公表の日付が決まつたら報告するように。
- (健康調査課長) 了解

(県民健康調査業務における保険について)

- (健康調査課長) 資料により説明
- 医師の保険は損保ジャパンが始めたが、損保ジャパンは入っていない。
- (藤島理事) 各社が持っている保険商品で対応できるのは、資料に記載の会社だけである。
- いつから保険が適用になるのか。
- (健康調査課長) すでに適用になっている。
- 竹之下副理事長、皆さんに周知してほしい。
- (副理事長) 了解
- (藤島理事) 甲状腺部門でもアナウンスしてほしい。
- (坂内主幹) 了解

(P E T に係る人員体制、採用について)

- (復興事業推進室長) 資料により説明
- シーメンス社に相談したのか。
- (復興事業推進室長) 相談している。

## 県民健康管理調査業務における保険について

マネジメント会議資料

h24. 7. 10

放射線医学県民健康管理センターでの県民健康管理調査業務の保険の検討結果については以下のとおりです。

### 記

#### 1 保険内容

- 巡回で検査を実施している医師等が、甲状腺検査等において誤診をした場合の医療訴訟から保護するため、放射線医学県民健康管理センターとしての保険
- 本法人の医師等はもちろんのこと、協力してもらっている他の医療機関の医師等が誤診した場合の医療訴訟から保護するため、県民健康管理調査業務に携わっていただく医師等の個人に対しての保険

#### 2 該当保険

##### 診療所賠償責任保険

- 契約の対象は、病床数が0～19床の診療所。
- 医師賠償責任保険と医療施設賠償責任保険をセットした保険。

※現在、大学健康管理センター関係で加入（日本興亜損害保険（株））

支払限度額 1事故 1億円 1年間 3億円

#### 3 保険見直し

現在、加入済みの保険で足りない部分を網羅するため、以下の特約を付加する。

- 勤務医師包括担保特約（勤務医師個人が負担する賠償責任を補償）
- 医療従事者包括特別約款（医療従事者個人が負担する賠償責任を補償）

また、このような業務における損害賠償は今までないことから、莫大な損害賠償金に対応できるように、支払限度額の上限をあげる。

支払限度額 1事故 2億円 1年間 6億円

現在、この条件で対応できる保険会社は、東京海上日動火災保険（株）と三井住友海上火災保険（株）となっている。